

総情上第198号
総基事第131号
平成22年8月25日

各総合通信局

放送部長 殿

(ただし北海道、信越、北陸及び四国にあつては情報通信部長)

沖縄総合通信事務所

情報通信課長 殿

情報流通行政局地上放送課長

衛星・地域放送課長

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長

受信障害対策用の共同受信施設の廃止・撤去に係る指導及び要請等について（通達）

地上アナログテレビジョン放送（以下「アナログ放送」という。）については、平成23年7月24日をもって終了し、地上デジタルテレビジョン放送（以下「デジタル放送」という。）に完全に移行する。

デジタル放送は、受信障害に強い伝送方式を採用しているため、高層建築物等に起因する受信障害への対策として設置された多くのアナログ放送用の共同受信施設（以下「対策施設」という。）では、その施設区域において受信障害の改善が見込まれており、受信障害が生じない場合は、対策施設の利用者が個別受信に移行することによりデジタル放送への対応が図られ、アナログ放送の終了をもって対策施設の運用が終了する場合が想定される。

対策施設の運用終了にあたり、当該対策施設の設置者（所有者、管理者）においては、対策施設の廃止に係る法令上の手続きが必要になるとともに、公衆安全上の問題等から、不要となる対策施設（電柱に共架しているケーブル類や高層建築物の屋上に設置されていた受信アンテナ等）を速やかに撤去する必要がある。

このため、対策施設を廃止した者（有線テレビジョン放送施設については廃止する者）に対しては、速やかに有線電気通信法施行規則第5条や有線テレビジョン放送法第11条に基づく設備（施設）廃止届出を行うよう、また、有線テレビジョン放送業務を廃止した者に対しては、速やかに有線テレビジョン放送法第18条に基づく業務廃止届出を行うよう指導するとともに、当該対策施設の設置者が速やかに対策施設の撤去等を行うよう、あわせて要請されたい。

更に、対策施設のデジタル化対応促進に係る各種活動とあわせて、対策施設の廃止・撤去の必要性についても関係者に対して積極的に周知広報に取り組まされたい。